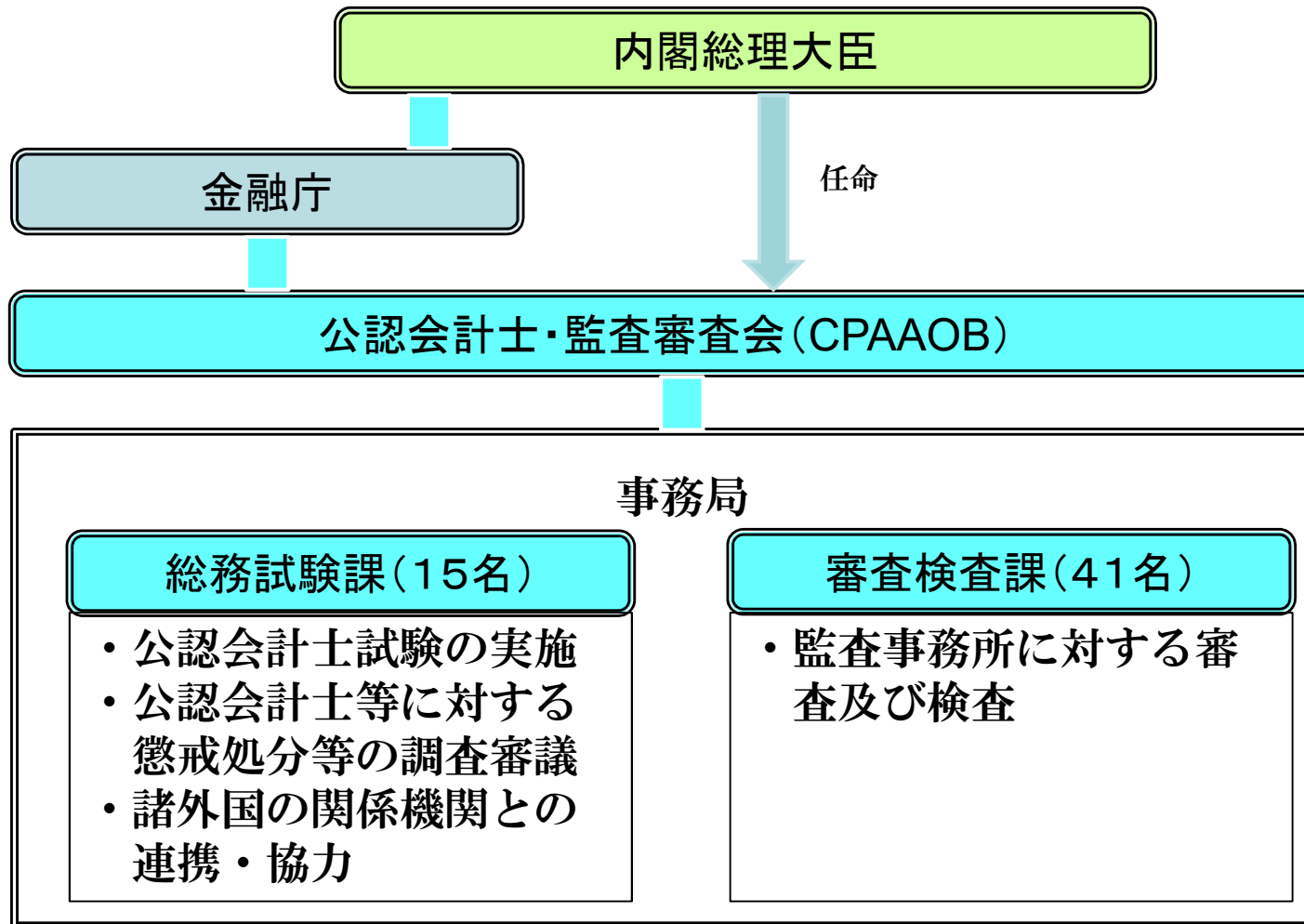


財務諸表監査の意義と 監査品質の確保・向上

信州大学
令和5年5月26日

公認会計士・監査審査会
会長 松井 隆幸

公認会計士・監査審査会とは



上記人員数は、令和4年度定員ベース

(審査会『公認会計士・監査審査会パンフレット』令和4年度版、2頁。一部修正。)

構 成

はじめに～公認会計士の使命と業務

- I. 監査の意義
- II. 監査人の要件と監査法人
- III. 監査品質の確保・向上

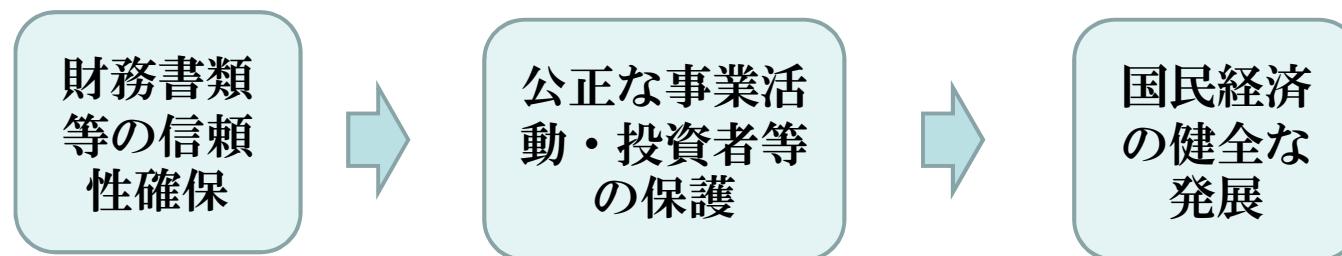
おわりに～公認会計士の活躍領域



はじめに～公認会計士の使命と業務

- 公認会計士の使命（公認会計士法第1条）

「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」



はじめに～公認会計士の使命と業務

- 使命を達成するため、公認会計士は「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をする」（公認会計士法第2条1項）ことを業務としています。
- 加えて、公認会計士の名称を用いて「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる」（公認会計士法第2条2項）業務をすることもできます。

はじめに～公認会計士の使命と業務

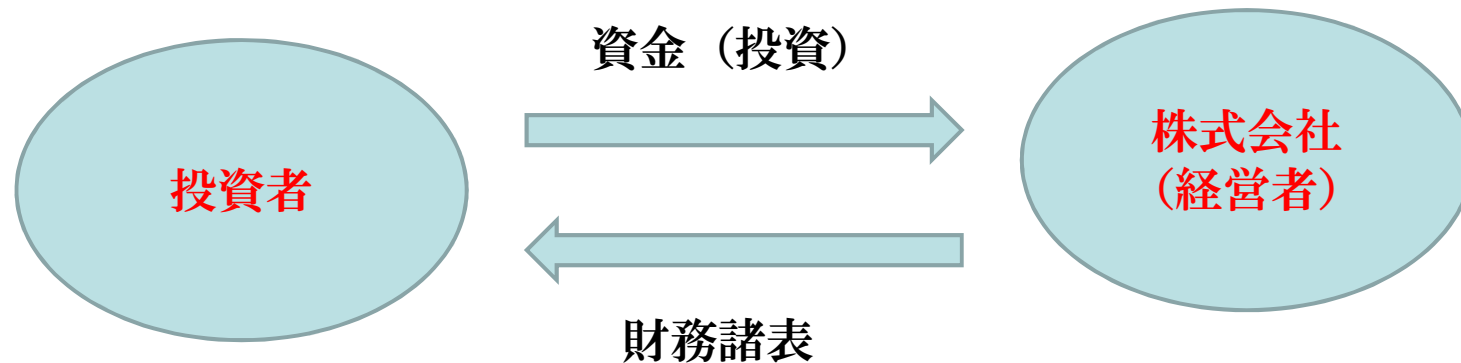
- 「経営情報分析論」の講義では、すでに財務情報等の開示制度やその分析方法について学習してきたと聞いています。
- 適切な分析を実施するための前提は、信頼できる情報が提供されることです。
- 公認会計士は、会計及び監査の専門家として、財務情報等の信頼性を確保することを業務としています。
- それを通し、経済社会の健全な発展に貢献するのです。

I. 監査の意義

1. 情報の信頼性確保の必要性
2. 監査の必要性



I -1 情報の信頼性確保の必要性



投資者（株主等）は、財務諸表について、2つの判断をする必要があります。

- ① 情報内容の解釈
- ② 情報の質（信頼性）の評価

I -1 情報の信頼性確保の必要性

- 財務諸表等の財務情報は、株式会社の経営者が作成します。
- 情報の利用者である投資者は、当該株式会社について、経営者のような詳細な情報は持っていません。また、会計などについての知識も、十分に持っていないことが多いといえます。
- こうした中で、経営者には、場合によっては、不都合な情報は隠したい、あるいは状況を実際よりも良く見せたいという誘惑が生じることもあります。

I -1 情報の信頼性確保の必要性



pixta.jp - 54426926

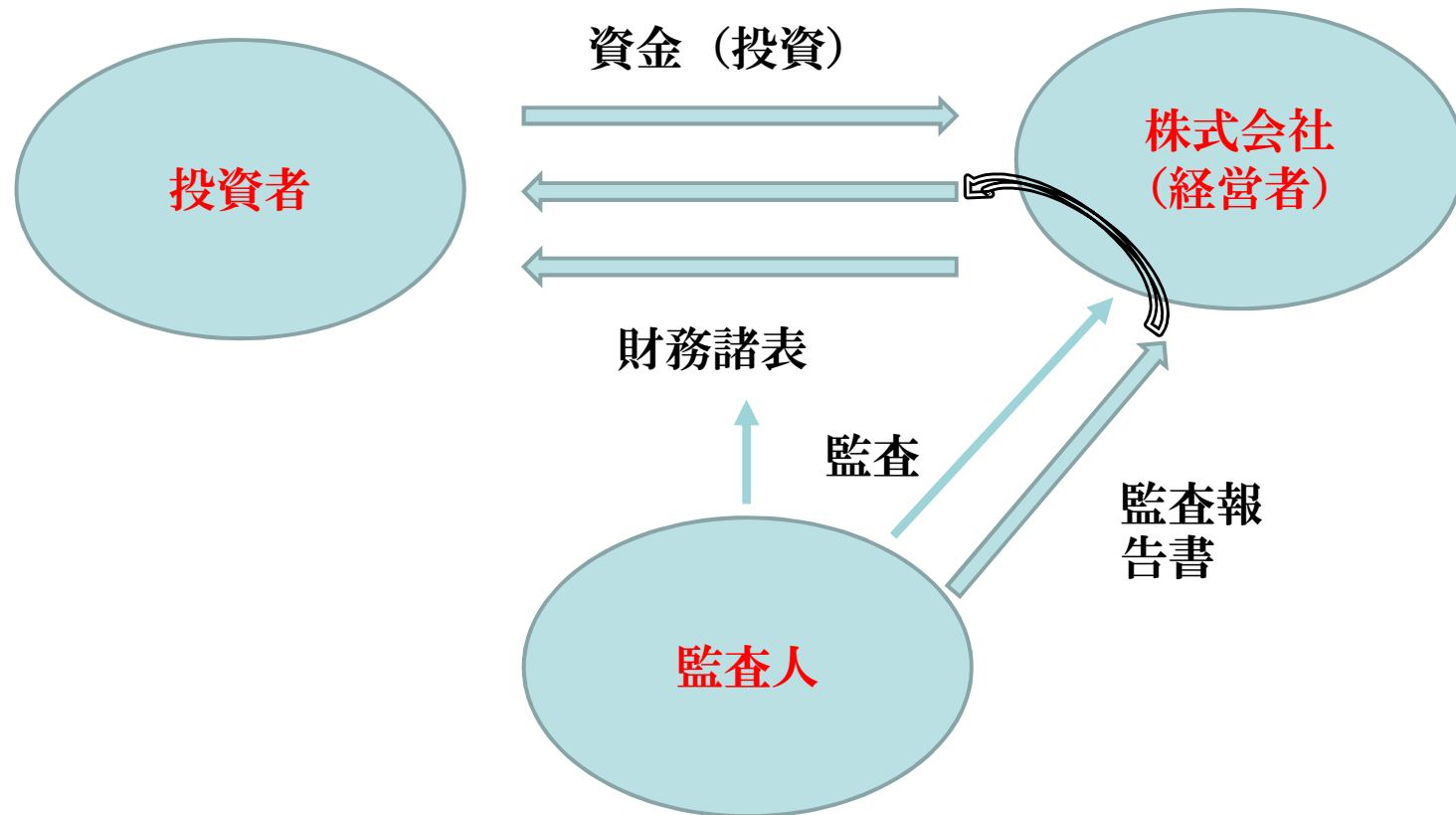


- 会社の業績が悪くなっているのに、良くなっているように見える財務諸表を株主等に示したとしたらどうなるでしょうか？
- その財務諸表を信頼して資金を提供した投資家は、ある日突然実態が判明して、損失を被るかもしれません。

I -1 情報の信頼性確保の必要性

- 情報が信頼できなければ、株式を購入する、すなわち投資をしようという人は、少なくなるでしょう。
- 一方、投資者等自身で情報の信頼性を確かめることは困難です。
- 投資を促進して会社の資金調達を容易にしなければ、経済は発展しません。そのため、**情報の信頼性**を確保することは必要不可欠です。

I -2 監査の必要性



I-2 監査の必要性

- この問題を解決するには、経営者と投資者の間に立つ人（監査人）が情報の信頼性を確かめ、投資者に結果を投資者に伝えるようにすればよいのです。
- 金融商品取引法では、有価証券届出書や有価証券報告書等に記載される財務諸表に対して、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けるように求めています。（第193条の2第1項）
 - － 加えて、財務情報の作成プロセスの管理状況について報告する内部統制報告書に対しても、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けるように求めています。（第193条の2第2項）

I -2 監査の必要性

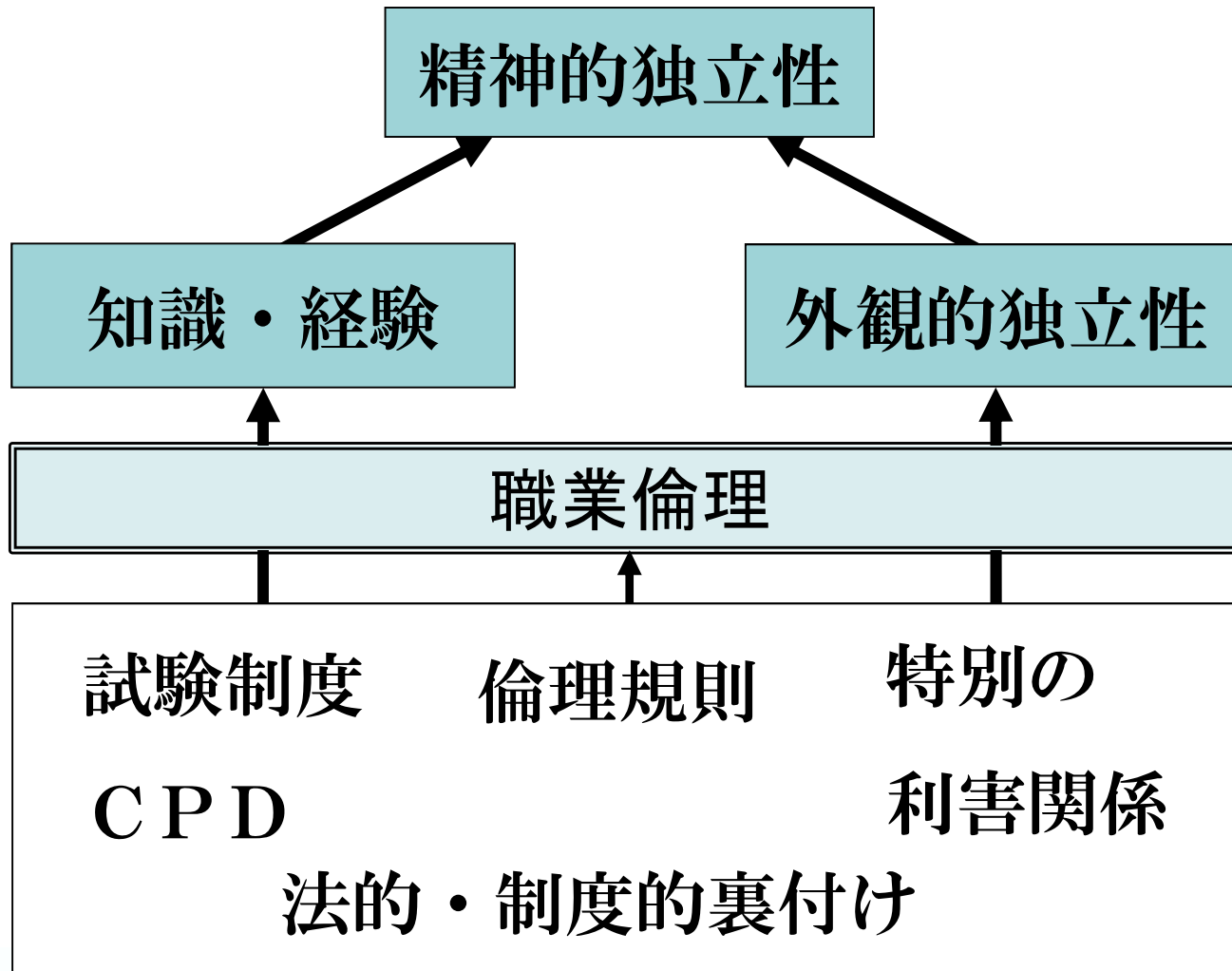
- 会社法も、会社法上の大会社や監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社は、計算書類について、公認会計士又は監査法人である会計監査人の監査を受けるように求めています。
- 公認会計士は、資本市場の活性化、ひいては国民経済の発展に不可欠な、財務情報の信頼性を確保するため、中心的な役割を担っています。
- 公認会計士は、経済社会における基盤として、**公共の利益**に貢献しているのです。

Ⅱ. 監査人の要件と監査法人

1. 監査人の要件
2. 公認会計士試験制度
3. 監査法人



Ⅱ-1 監査人の要件



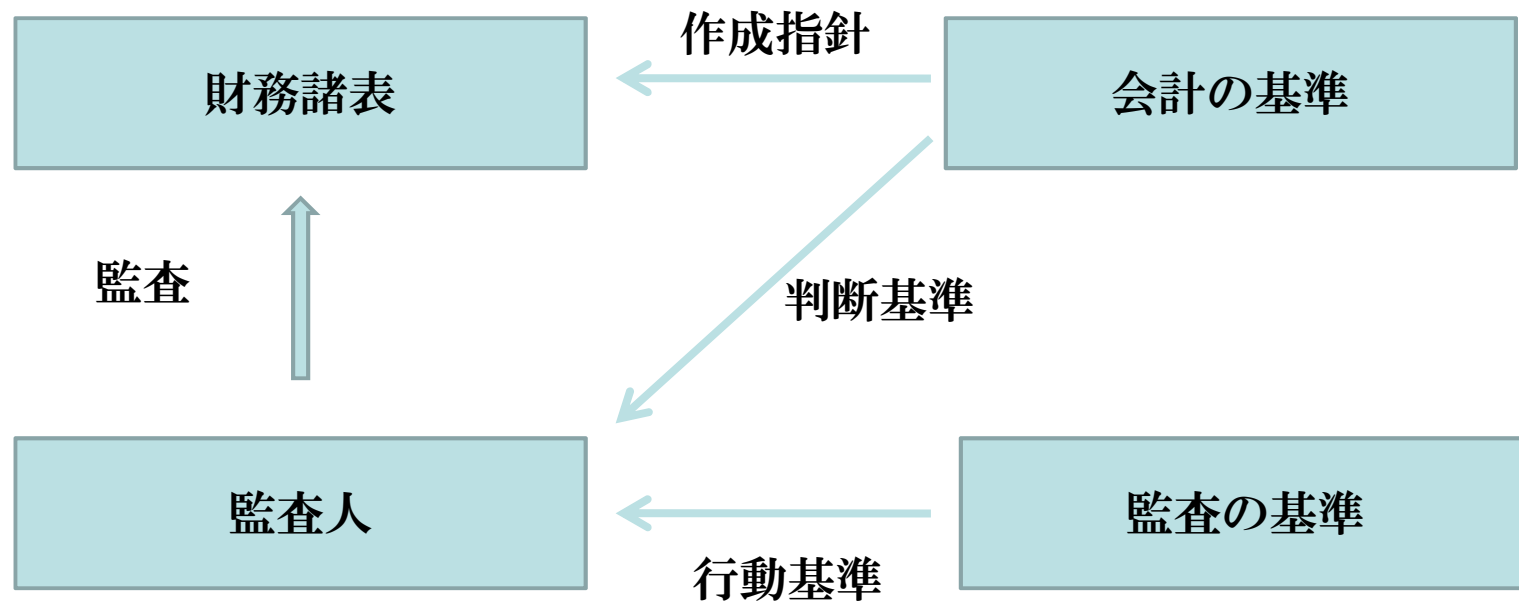
Ⅱ-1 監査人の要件

- 財務諸表監査業務を実施するには、財務諸表の信頼性について、公正不偏の立場から、適切な判断を下すことができなければなりません。（精神的独立性）
- 公正不偏の立場を堅持するため、監査の実施者である公認会計士は、職業的専門家として自覚を持って自らを律し、公正かつ誠実に社会的期待に応える行動をとることが求められます。（職業倫理）
- 日本公認会計士協会は、倫理規則を定め、公認会計士にこのような行動をとるよう義務付けています。

Ⅱ-1 監査人の要件

- 適切な判断を下すことができるために、公認会計士は、会計や監査及び関連する諸領域に関する相当の**専門的知識**と**実務経験**を備えている必要があります。
- そこで、金融商品取引法等では、**公認会計士試験**に合格し、**実務経験・実務補習**を経て修了考査に合格した公認会計士のみに監査業務を認めているのです。

Ⅱ-1 監査人の要件



Ⅱ-1 監査人の要件

- 加えて、会計や監査を取り巻く環境は、資本市場のグローバル化、株式会社等の大規模化や多角化、技術の進歩等により大きく変化しています。
- 公認会計士は、これらの**変化に対応**して、専門的知識をアップデートして能力を維持・研鑽し、実務経験を積む必要があります。
- そのため、公認会計士は、継続的に専門研修を受講するように義務付けられています。
(**継続的専門能力開発**制度：Continuing Professional Development)。

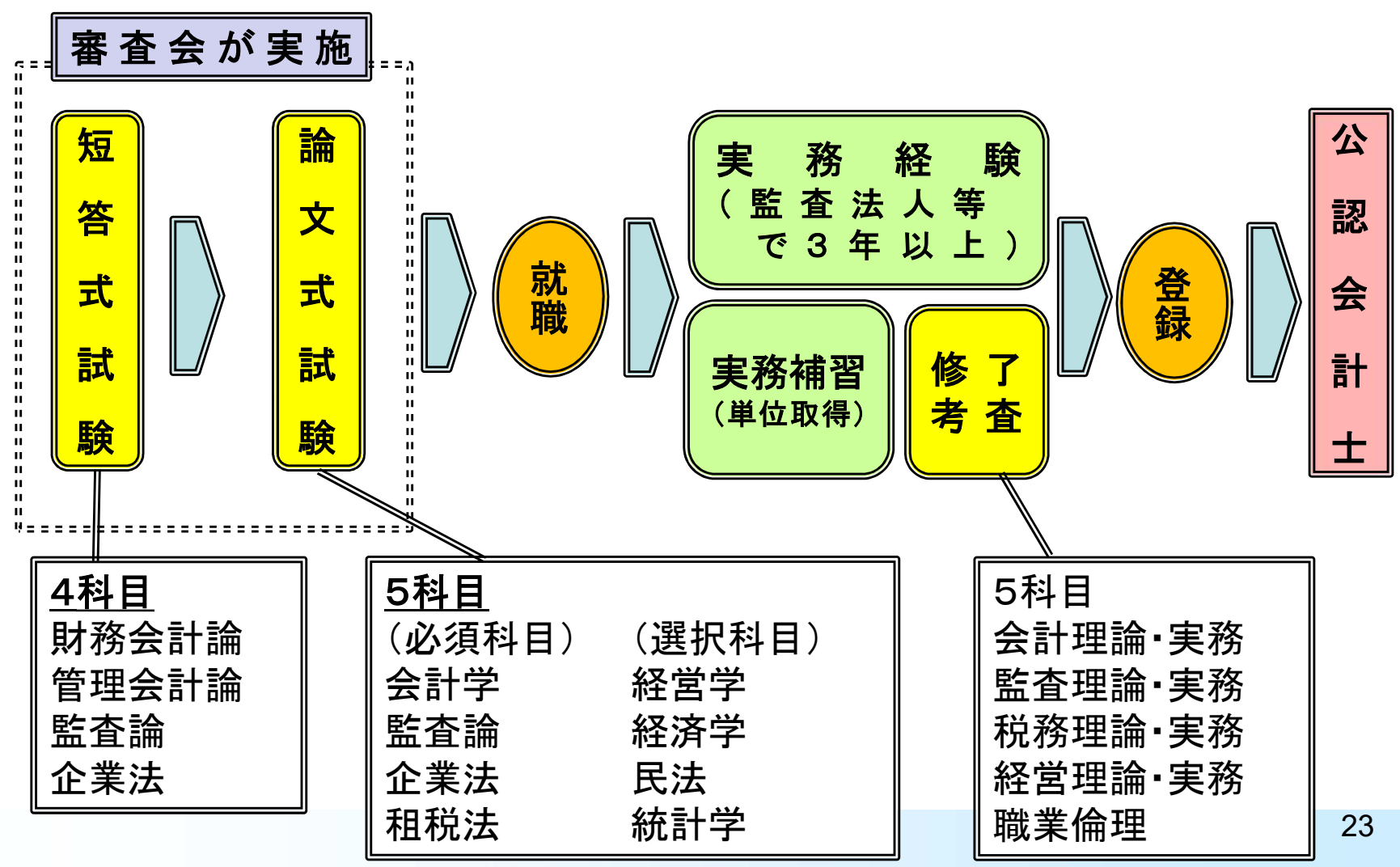
Ⅱ-1 監査人の要件

- 財務諸表監査は、経営者が公表する財務諸表の信頼性を確かめるために行われるのですが、監査報酬は経営者側から支払われる関係にあります。
- 公認会計士は、この関係の中で監査を実施しますから、**公共の利益**の観点から、常に公正不偏な判断を下すことができるように、精神的に独立であることに影響を及ぼすような利害関係を持たず、また持っているかのような疑いを招かないことが重要です。（**外観的独立性**）
 - － 金融商品取引法では、監査対象である会社と「**特別の利害関係**」のない公認会計士又は監査法人」が監査をするように求めています。

Ⅱ-2 公認会計士試験制度

- 公認会計士法第5条は、公認会計士試験の目的と方法について、次のように規定しています。
 - － 「公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記の方法により行う。」
- 公認会計士・監査審査会は、公認会計士試験の実施を担う機関です。

Ⅱ-2 公認会計士試験制度



Ⅱ-2 公認会計士試験制度

- 短答式試験と論文式試験は、役割を分担しつつ、受験者の学識と応用能力を判定します。
- 短答式試験＝受験者が、論文式試験を受験するために必要な**専門的知識**を備えているかを判定するための試験です。
 - － 審査会が公表している「出題範囲の要旨」に沿って、基礎力を確かめる問題や基本的な事項の理解を問う問題が出題されます。

Ⅱ-2 公認会計士試験制度

- 論文式試験＝受験者が必要な専門的知識を有しているという前提で、受験者の思考力、判断力、**応用能力**、論述力等を評価します。
 - － 短答式試験のある科目の「出題範囲の要旨」では、論文式試験の出題範囲を短答式試験よりも絞り込んでいます。
 - － 会計学、監査論、企業法、租税法及び民法については、法令集を受験時に配布しています。

Ⅱ-2 公認会計士試験制度

- 短答式試験

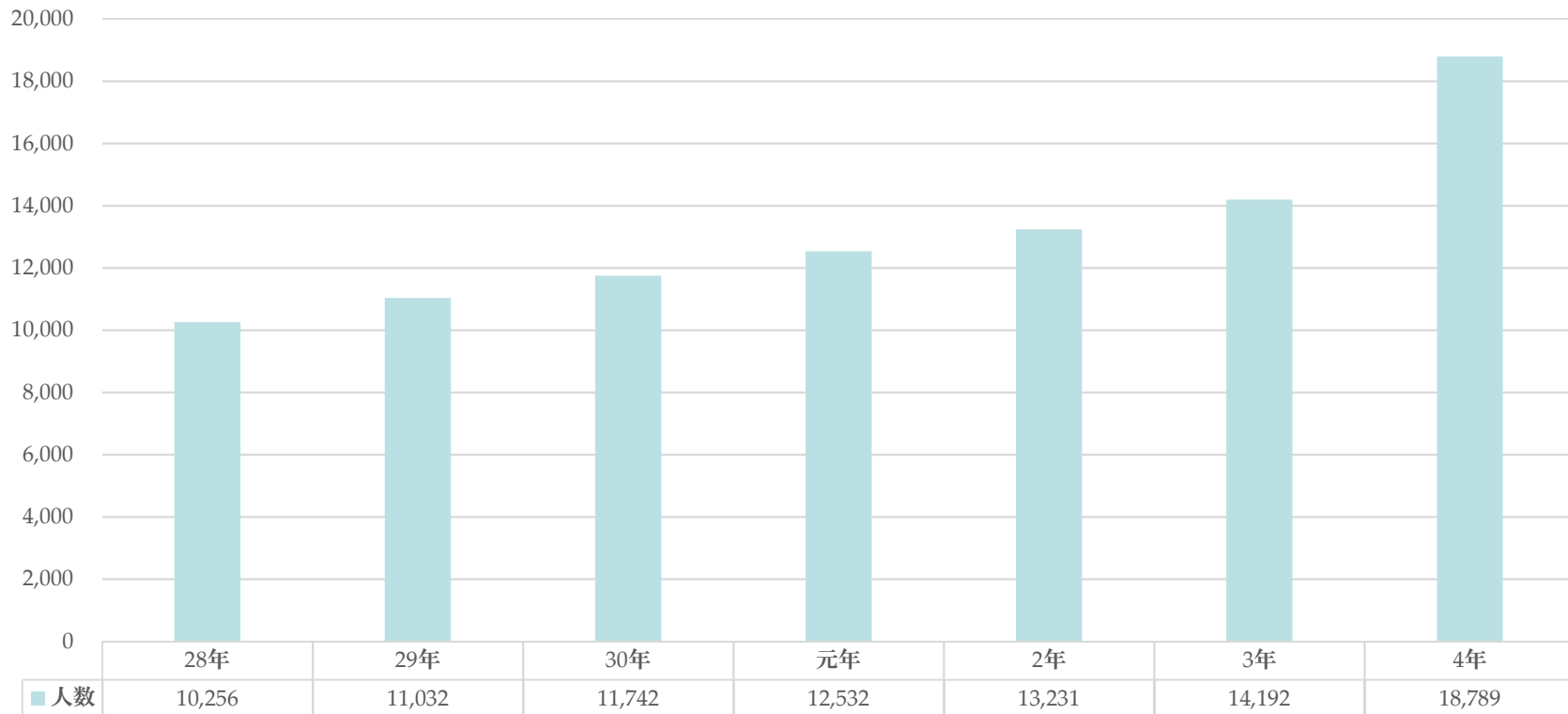
科目	試験時間	問題数	配点
財務会計論	120分	40問以内	200点
管理会計論	60分	20問以内	100点
監査論	60分	20問以内	100点
企業法	60分	20問以内	100点

- 論文式試験

科目	試験時間	問題数	配点
会计学	300分	大問五問	300点
監査論	120分	大問二問	100点
企業法	120分	大問二問	100点
租税法	120分	大問二問	100点
選択科目	120分	大問二問	100点

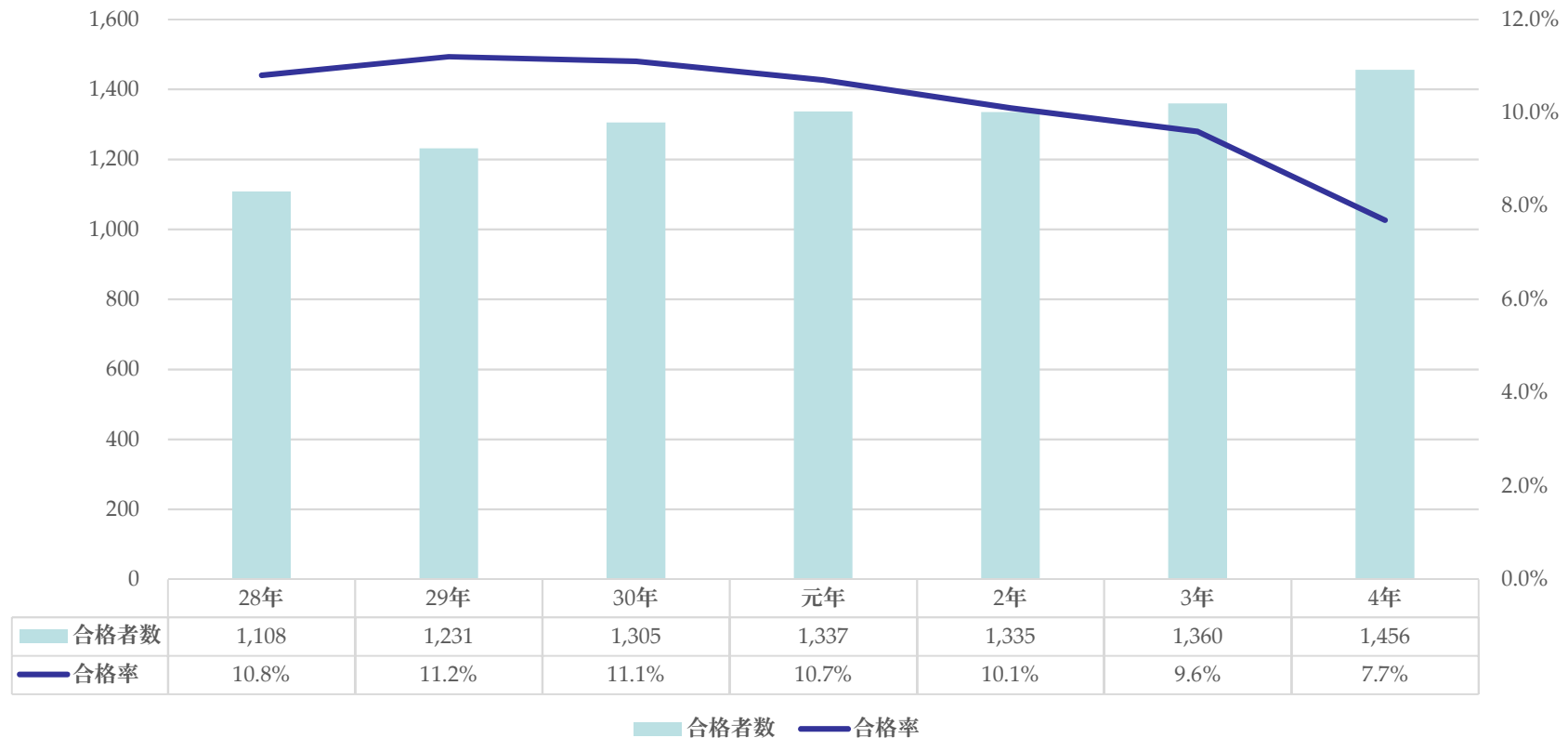
Ⅱ-2 公認会計士試験制度

願書提出者数

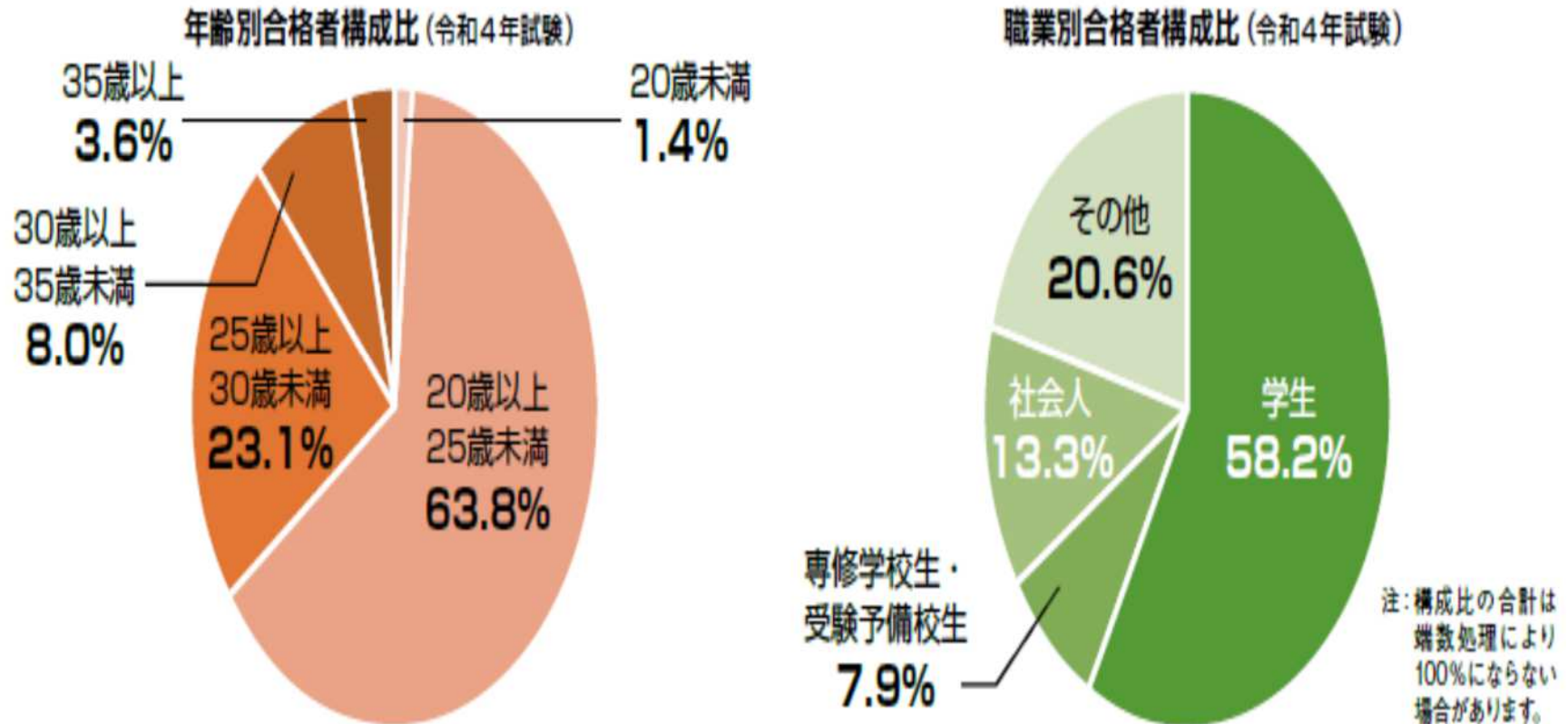


Ⅱ-2 公認会計士試験制度

合格者数・合格率



Ⅱ-2 公認会計士試験制度



公認会計士・監査審査会『目指せ、公認会計士!』(パンフレット)

Ⅱ-2 公認会計士試験制度

- 最近の状況をみると、願書提出者数は、緩やかな右肩上がりです。
- 20歳代前半、大学時代に合格する方が多くなっています。
- 合格者の多くは、監査法人に就職します。
- 最近の試験合格者の就職状況は、良い状況にあります。20歳代の合格者は、多くの場合、希望すれば大手監査法人に採用されたと聞いています。

Ⅱ-2 公認会計士試験制度

- 監査法人での業務補助等に従事して実務経験を積みながら、実務補習を受け、修了考査の合格を目指すこととなります。
- 業務補助等
 - － 業務補助（監査業務に関して、公認会計士又は監査法人を補助）と実務従事（財務に関する監査、分析その他の実務で政令で定めるものに従事）があります。
 - － 業務補助等の期間は、3年以上とされています。
- 実務補習
 - － 公認会計士として必要な技能を修習させることを目的として実施されます。
 - － 現在、（一財）会計教育研修機構が運営しています。修業年限は、原則として3年です。

Ⅱ-3 監査法人

- 監査法人とは、財務書類に関する**監査業務を組織的に**行うことを目的として、公認会計士が共同して、公認会計士法に基づいて設立した法人です。
 - － 監査法人は、出資社員（5名以上の公認会計士を含まなければならない）が共同して定款を定め、事務所所在地に設立登記し、内閣総理大臣への届出を行うことにより、設立されます。
- 監査法人制度は、昭和41年、監査対象である株式会社等の大規模化・多角化にともない、監査人側も組織化するために導入されました。
- 監査法人は、令和4年3月末時点で、276法人あります。

Ⅱ-3 監査法人

図表Ⅰ-2-2 <監査法人の人員構成イメージ>



(資料) 池田唯一=三井秀範監修 新しい公認会計士・監査法人監査制度—公正な金融・資本市場の確保に向けて—(第一法規、平成21年)55ページの図を参考に、審査会作成

	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	約150人～約600人	約30人～100人弱	～約30人
常勤職員数	約2,900人～約6,400人	約170人～800人弱	～約80人

(注) 監査法人の規模別の特徴については、図表Ⅲ-1-3 <監査法人の規模別の特徴> (63ページ)を参照のこと。

審査会『令和4年版 モニタリングレポート』令和4年、16頁。

Ⅱ-3 監査法人

図表Ⅳ-2-4 <大手監査法人及び準大手監査法人が所属しているグローバルネットワークの一覧>

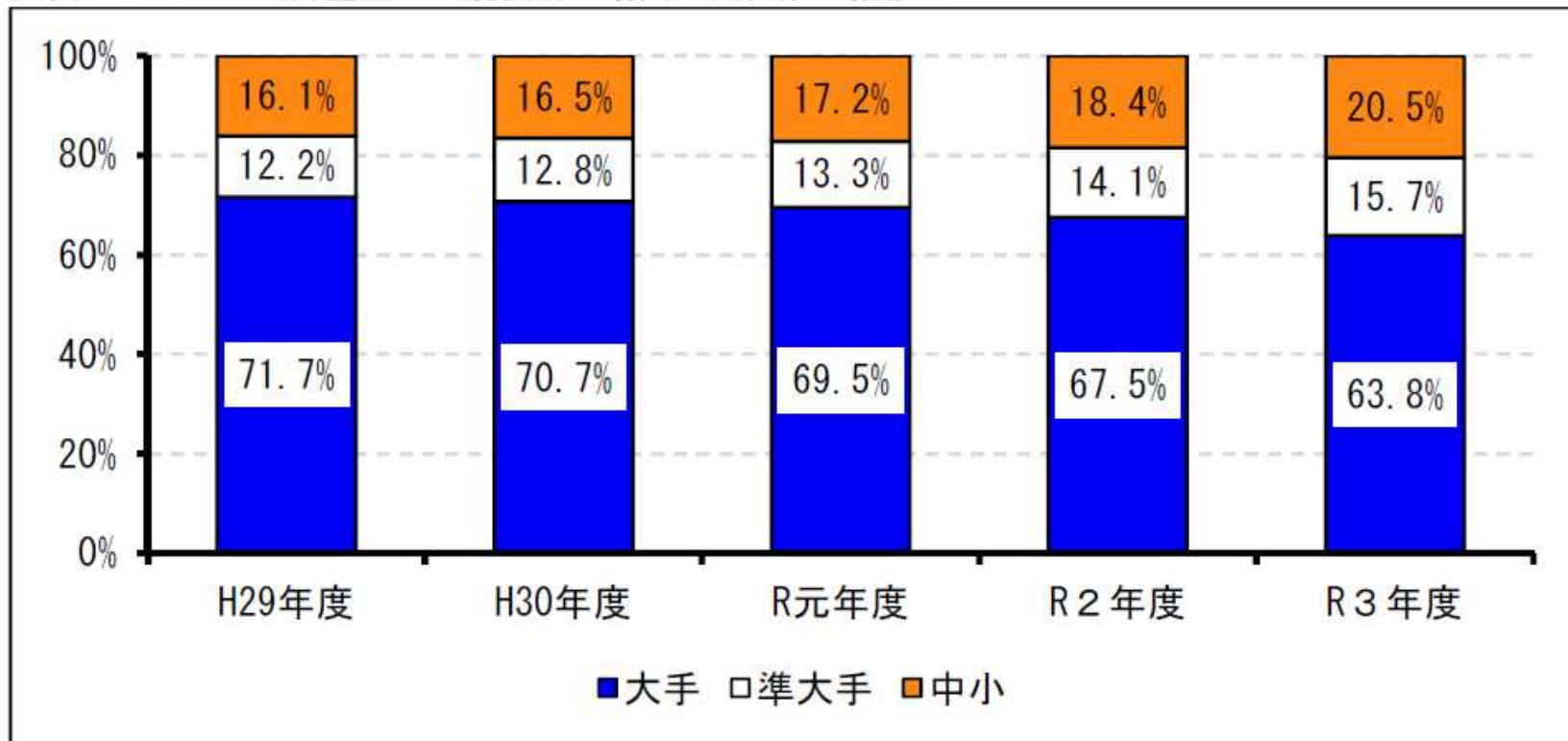
監査法人	グローバルネットワーク
有限責任あずさ監査法人	KPMG International Cooperative (KPMG)
有限責任監査法人トーマツ	Deloitte Touche Tohmatsu Limited (DTT)
EY 新日本有限責任監査法人	Ernst & Young Global Limited (EY)
PwC あらた有限責任監査法人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)
仰 星 監 査 法 人	NEXIA International Limited (NEXIA)
三 優 監 査 法 人	BDO International Limited (BDO)
太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人	Grant Thornton International Limited (GT)
東 陽 監 査 法 人	Crowe Global
P w C 京 都 監 査 法 人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)

(資料) 各監査法人の公表資料に基づき、審査会作成 (令和4年7月1日現在)

審査会『令和4年版 モニタリングレポート』令和4年、111頁。

Ⅱ-3 監査法人

図表 I-3-5 <会計監査人の規模別上場国内会社数の推移>



(資料) QUICK、取引所データより審査会作成

審査会『令和4年版 モニタリングレポート』令和4年、25頁。

Ⅱ-3 監査法人



- 上位者の指示・指導・監督のもと、監査業務の実作業を実施します。

- 業務執行社員の指示・指導・監督を受け、現場で監査チームを統括します。スタッフの指導や育成も重要な業務です。

- 業務執行社員として、監査業務を統括します。法人の運営にも参画します。

Ⅱ-3 監査法人

図表Ⅲ-1-10<事例：大手監査法人における監査チーム編成（大規模国内上場会社）と主な役割>

		職階	主な役割
監査責任者 3人		パートナー	監査業務全体の統括、被監査会社の経営陣とのコミュニケーション
監査補助者	公認会計士 A	シニアマネジャー・マネジャー	監査チームの統括、監査業務の統括
	公認会計士 B	シニアマネジャー・マネジャー	海外構成単位の監査業務の統括
	公認会計士 10人	マネジャー・シニアスタッフ	重要な監査領域の監査手続
	その他の監査補助者 (公認会計士試験合格者等) 13人	スタッフ	内部統制の整備運用評価手続、重要な監査領域以外の監査手続
	その他の監査補助者 (監査アシスタント) 4人	アシスタント	データ加工、事務的な証憑突合等重要な判断を伴わない作業、残高確認状の発送・回収管理、監査調書の管理
内部専門家 7人 (注2)		パートナー、マネジャー、シニア等	被監査会社の IT 統制の評価、法人税等の処理の検証、退職給付債務の妥当性の検証

(注1) 被監査会社の連結売上高約 1.6 兆円、監査時間約 15,000 時間の監査チームの事例

(注2) 内部専門家は必要に応じて監査チームに配置される。

審査会『令和4年版 モニタリングレポート』令和4年、72頁。

Ⅱ-3 監査法人

- グローバルに事業を展開する被監査会社を監査するには、監査人もグローバルなネットワークを持つ必要があります。
- 大手監査法人や準大手監査法人は、国際的なネットワークに所属し、ネットワークを構成するネットワーク・ファームとなっています。
- グローバル・ネットワークは、有効かつ効率的に監査業務を実施できるように、電子監査調書やリスクの高い監査領域を識別するためのデータ分析ツールなど、IT（AI）を活用した監査ツールを開発しています。

Ⅱ-3 監査法人

図表Ⅳ-1 <大手監査法人及び準大手監査法人の監査業務でのITの活用状況>

状況	大手監査法人	準大手監査法人
導入済	<ul style="list-style-type: none"> 電子監査調書システム（監査調書作成及び監査の進捗管理） 仕訳分析ツール（取引内容（仕訳）の分析及び異常仕訳検出） 証憑突合ツール（外部からのデータと被監査会社の全ての売上データを照合する精査的な技法） ファイル交換システム（被監査会社とのデータ交換に使用） RPA（データ入力及び加工の自動化） 債権・債務残高確認システム（取引の実在性・正確性確認作業の自動化） 	<ul style="list-style-type: none"> 電子監査調書システム（監査調書作成及び監査の進捗管理） 仕訳分析ツール（取引内容（仕訳）の分析及び異常仕訳検出）
導入中 （一部の法人で導入済みのものも含む）	<ul style="list-style-type: none"> AI（過去の財務情報を用いた異常な取引の将来不正予測） 監査データベース（法人内の知見等をデータベース化し、共有する仕組み） 	<ul style="list-style-type: none"> 証憑突合ツール ファイル交換システム
開発中	<ul style="list-style-type: none"> AI（非財務情報を用いた将来不正予測） ドローン（実地棚卸の立会の効率化） ブロックチェーンの活用 自然言語処理（文書のデータ化及び解析） 	<ul style="list-style-type: none"> AI（過去の財務情報を用いた異常な取引の将来不正予測）

（資料）報告徴収等で把握した内容に基づき、審査会作成

審査会『令和4年版 モニタリングレポート』令和4年、105頁。

Ⅲ. 監査品質の確保・向上

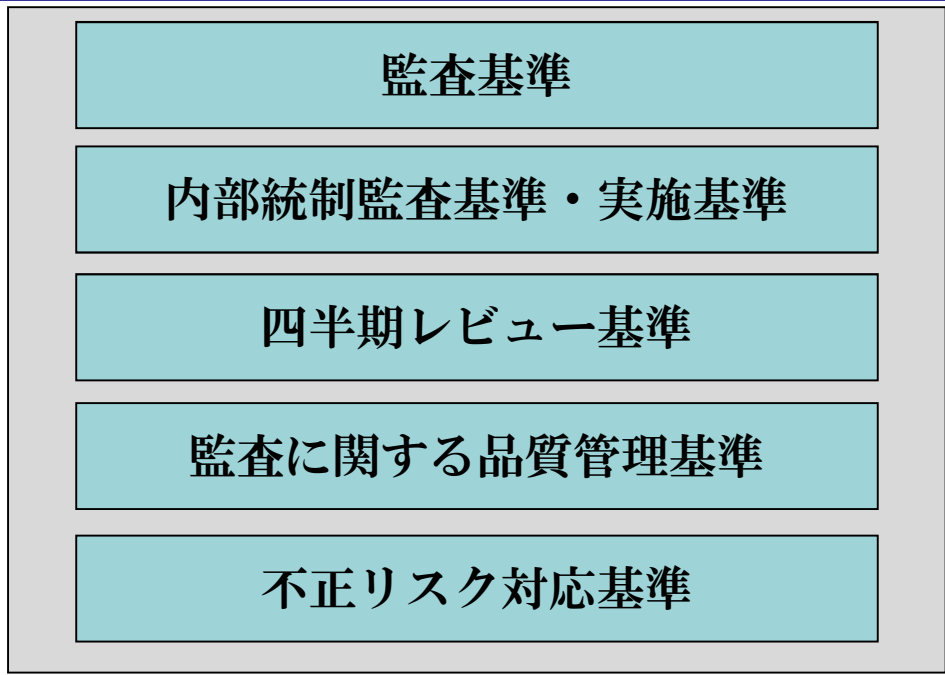
1. 監査の基準
2. 品質管理態勢
3. 品質管理レビューと審査会の審査・検査



Ⅲ-1 監査の基準

- 監査人が一般に公正妥当と認められる監査基準を遵守して監査を実施し、財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されていることを確かめてこそ、社会的に期待される監査の品質を保持することが可能になります。
 - － わが国では、企業会計審議会が「監査基準」等を公表し、日本公認会計士協会が実務指針を公表しています。

Ⅲ-1 監査の基準



企業会計審議会

「監査基準報告書」「内部統制監査に関する実務上の取扱い」「品質管理基準報告書」

日本公認会計士協会

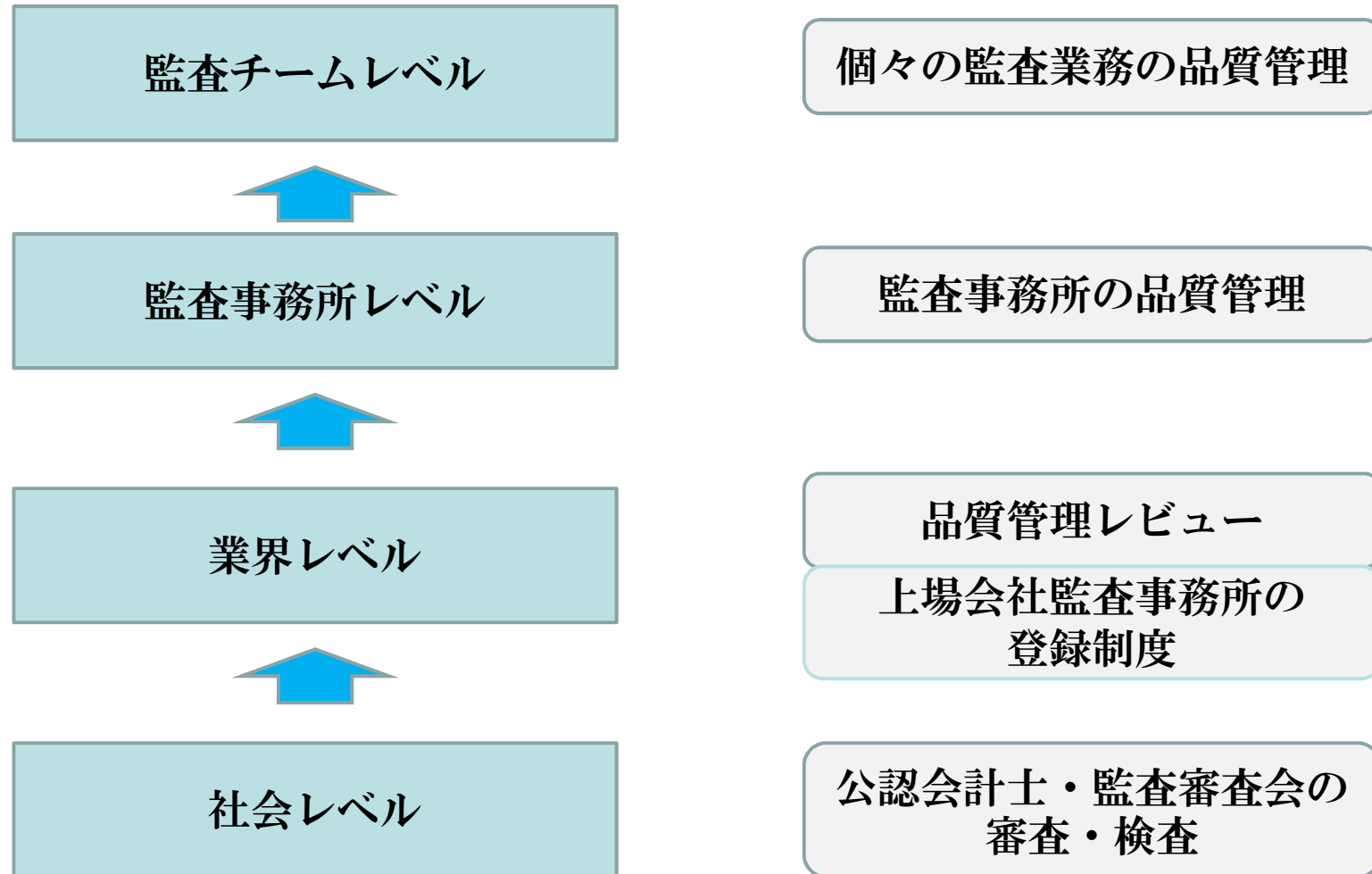
一般に認められた監査実務慣行

Ⅲ-1 監査の基準

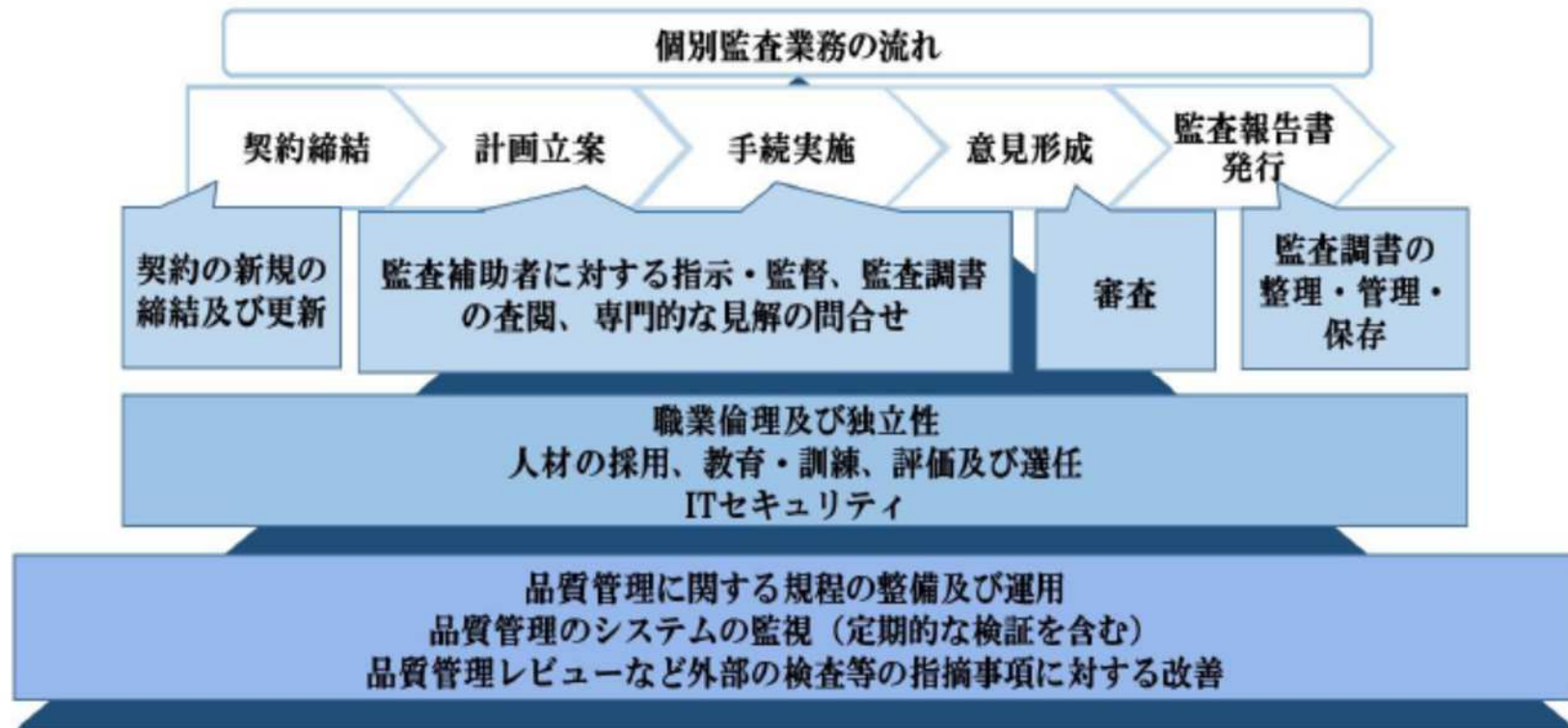
近年の「監査基準」等の改訂

年	主な内容
2013年	「監査における不正リスク対応基準」制定 ・ 審査の規定 ・ 監査役との連携の規定
2014年	・ 準拠性意見の導入
2017年	「監査法人のガバナンス・コード」制定
2018年	・ KAMの導入
2019年	・ 意見の根拠の規定
2020年	・ リスク・アプローチの強化 ・ 「その他の記載」への対応
2021年	「監査に関する品質管理基準」改訂
2023年	「監査法人のガバナンス・コード」改訂 「内部統制基準・実施基準」改訂

Ⅲ-2 品質管理態勢



Ⅲ-2 品質管理態勢



公認会計士・監査審査会『監査事務所検査結果事例集（令和4年度版）』2022年、27頁。

Ⅲ-2 品質管理態勢

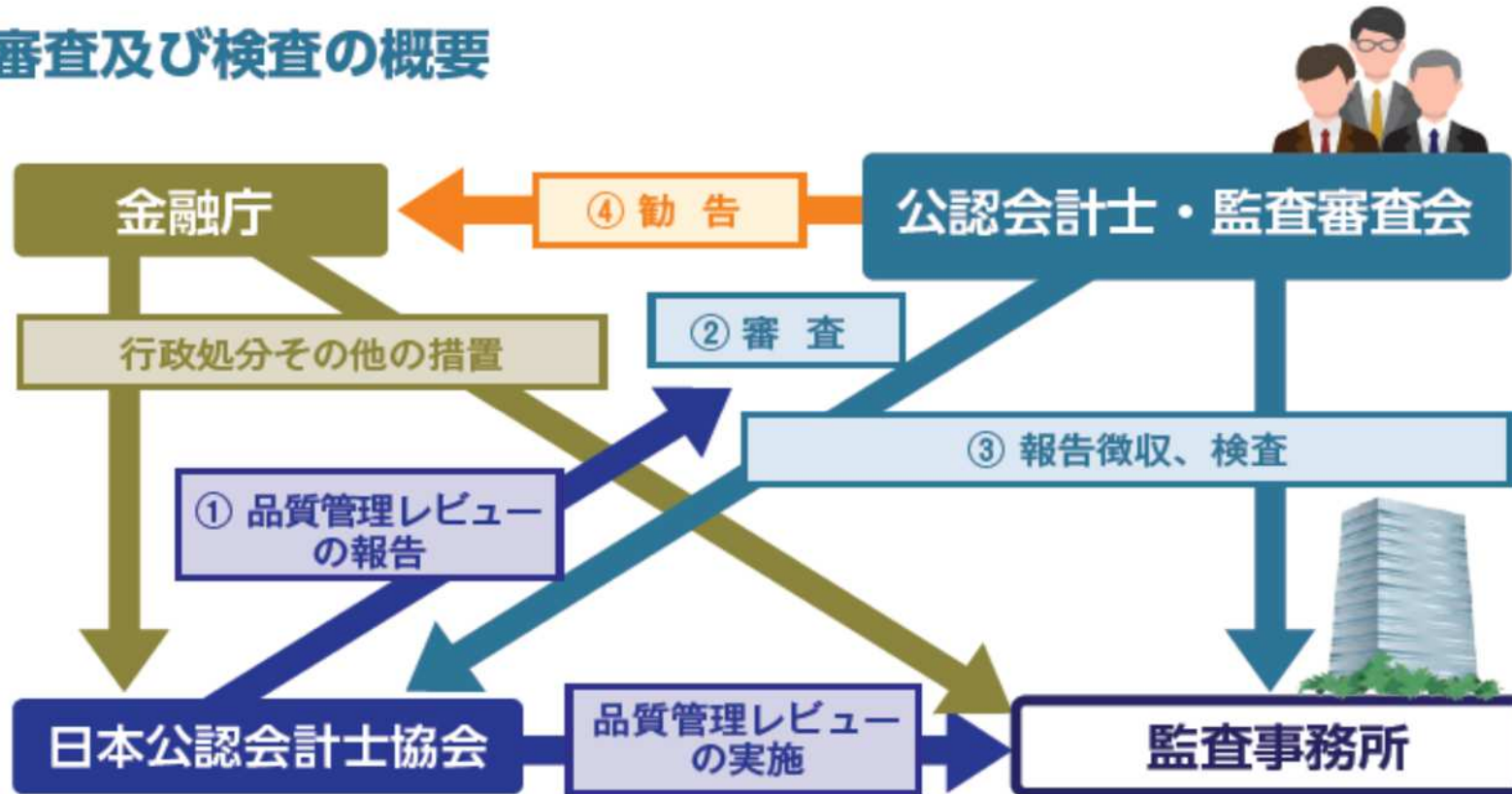
図表Ⅲ-1-12<大手監査法人におけるサポート態勢の事例>

サポート部門		役割
品質管理部門	契約管理部門	監査契約の締結等の承認等
	定期的検証部門	日常的監視・定期的な検証
	会計サポート部門	会計基準・会計処理に関する専門的な問合せ対応等
	監査サポート部門	監査基準・マニュアルの対応、監査手続に関する専門的な問合せ対応等
	審査部門	審査担当者による審査を採用している場合でも、重要性又はリスクの高い個別の検討事項について、より上位の審査を実施
IT部門		被監査会社のIT領域に関する監査の実施、監査チームが実施するITを活用した監査手続のサポート等
海外対応部門		海外現地情報の収集・提供、ネットワーク・ファームとの連携の支援等
リスク管理部門		職業倫理や独立性に関する問合せ対応、リスク情報の収集・分析、不正リスクへの対応サポート等

審査会『令和4年版 モニタリングレポート』令和4年、76頁。

Ⅲ-3 品質管理レビューと 審査会の審査・検査

■ 審査及び検査の概要



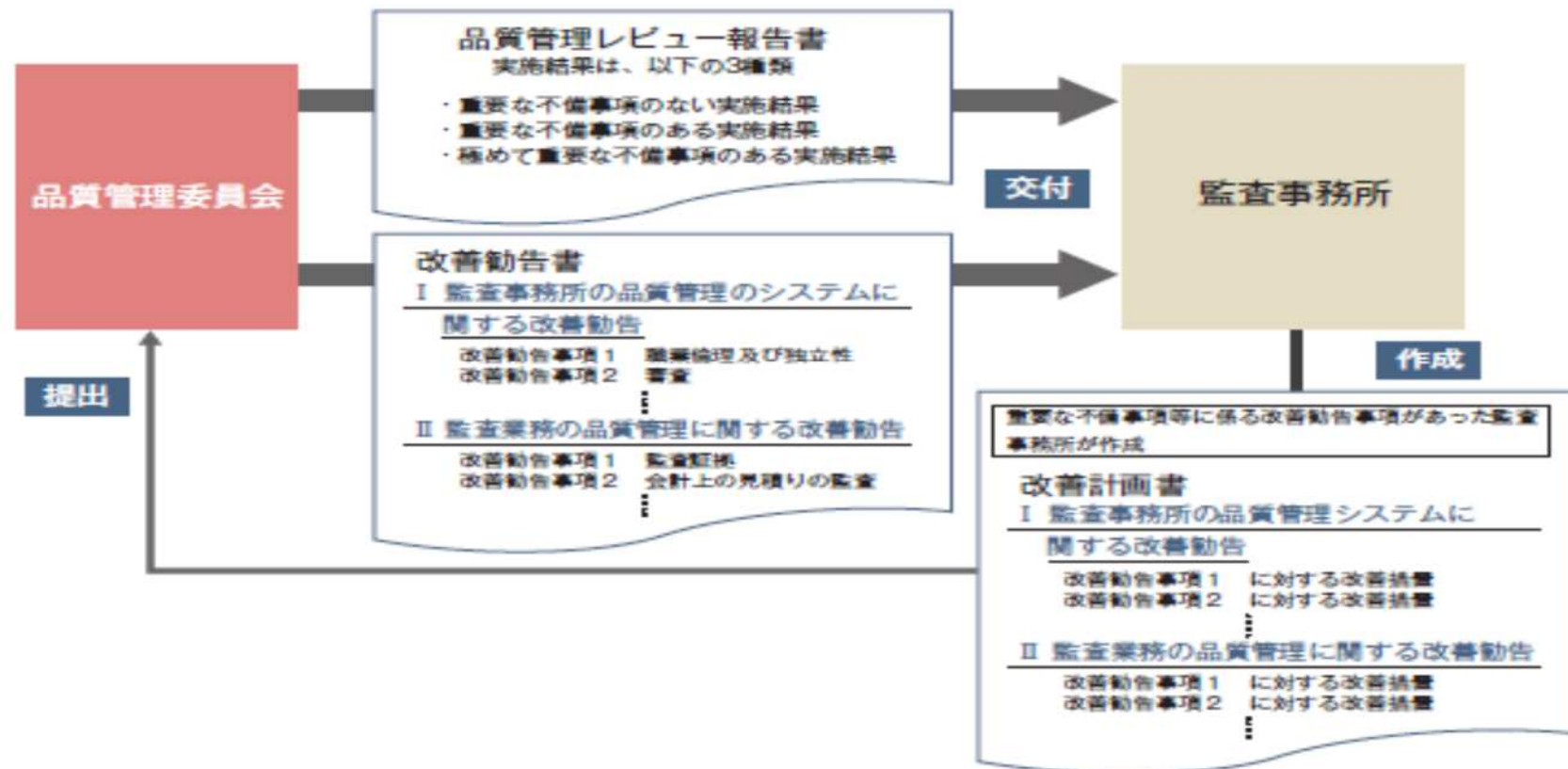
(審査会『公認会計士・監査審査会』(パンフレット)令和4年度版、3頁)

Ⅲ-3 品質管理レビューと 審査会の審査・検査

- ・ 品質管理レビュー＝協会の設置する品質管理委員会が、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況をレビューし、指導・監督を行うことにより、監査事務所が行う監査の品質の適切な水準の維持、向上を図る制度です。
 - － レビューには、「通常レビュー」と監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理システムの整備・運用状況を確認する「特別レビュー」があります。通常レビューの対象は、公認会計士法上の大会社等を監査している監査事務所です。
 - － 通常レビューは、原則として3年に1度、実施されます。品質管理委員会の判断に基づき、実施頻度を短縮又は延長する場合があります（ただし、5年に1度は実施されます）。

Ⅲ-3 品質管理レビューと 審査会の審査・検査

【改善勧告書と改善計画書】



Ⅲ-3 品質管理レビューと 審査会の審査・検査

- 上場会社監査事務所の登録制度＝協会の上場会社等監査人名簿への登録を受けなければ、上場会社の財務諸表等について監査を行つてはならないとする制度です。（金融商品取引法193条の2、公認会計士法34条の34の2等）
 - － 協会は、監査事務所からの登録申請書を受け、品質管理レビュー等に基づいて、監査事務所の適格性を確認します。
 - － 登録の審査は、協会に設置された上場会社等監査人登録審査会が行います。
 - － 登録を受けた監査事務所には、監査法人のガバナンス・コードに基づく組織運営や情報開示の充実など、適切な業務管理態勢の整備が求められます。

Ⅲ-3 品質管理レビューと 審査会の審査・検査

- 公認会計士・監査審査会による審査・検査
 - － 審査会は、協会からの報告について、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査します。
 - － 審査の過程で必要があると認める場合には、協会又は監査事務所に対して報告徴収を実施しています。
 - － 加えて、監査事務所における適切な監査の品質管理の定着を促す観点や検査を効率的に実施する観点からも、監査事務所に対して報告徴収を実施しています。
 - － 審査や報告徴収の結果、公益又は投資者保護のために必要かつ適切と認める場合には、監査事務所等に対して検査を行います。

Ⅲ-3 品質管理レビューと 審査会の審査・検査

- 大手監査法人については、2年に一度検査を実施し、必要に応じフォローアップ検査を実施しています。
- 準大手監査法人については、原則として3年に一度検査を実施しています。
- 中小規模監査事務所については、品質管理レビューでの指摘状況等を検討し、必要に応じて検査を実施しています。
- 検査等の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告します。

Ⅲ-3 品質管理レビューと 審査会の審査・検査

- 検査結果通知書

図表Ⅱ-1-7 <検査結果通知書の記載項目>

1. 特に留意すべき事項
2. 検査の視点
3. 品質管理態勢の維持向上に向けて監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置（品質管理態勢）の状況
4. 監査業務の実施（個別監査業務）の状況

（審査会『令和4年版 モニタリングレポート』、47頁）

Ⅲ-3 品質管理レビューと 審査会の審査・検査

- **総合評価**＝監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況の評価結果に基づき、次の5段階に区分。
 - ① 「良好であると認められる（総合評価：1）」
 - 業務運営が良好と認められる場合。
 - ② 「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）」
 - 改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。
 - ③ 「改善すべき点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）」
 - 業務運営が良好であるとは認められない場合。
 - ④ 「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）」
 - 業務運営が良好でないとは認められ、特に早急な改善が必要な場合。
 - ⑤ 「著しく不当なものと認められる（総合評価：5）」
 - 品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合。

おわりに～公認会計士の活躍領域

監査法人	独立開業	事業会社等 (組織内会計士)	官公庁 (組織内会計士)
監査業務 ※			
新規株式公開 (IPO) 支援			
アドバイザー (IFRS適用、新たな会計基準への対応、M&A支援 等)			
		組織内の決算業務・ 財務管理・内部監査	
			会計検査 税務調査

※監査業務には、金商法、会社法、社会福祉法、農業協同組合法など各法律で公認会計士による監査が義務づけられている法定監査と法律に基づかない任意監査があります。

金融庁・日本公認会計士協会「Playing Field of CPA」令和2年、3頁

おわりに～公認会計士の活躍領域

監査業務

- 法定監査＝学校法人、労働組合、医療法人、社会福祉法人等に監査範囲は拡大
- 任意監査＝システム監査、情報セキュリティ監査等

IPO支援

- IPO＝株式会社が証券取引所に上場すること。内部統制の構築・運用を含む上場に向けての課題を解決するため支援

アドバイザー

- 会計や監査の知見を活かし、様々なアドバイザー業務を提供

おわりに～公認会計士の活躍領域

事業会社

- 経理・決算業務や原価管理
- 経営戦略の企画
- 監査役スタッフや内部監査

金融機関

- 融資業務
- 事業再生
- 監査役スタッフや内部監査

官公庁

- 会計検査業務
- 金融機関・監査法人の検査
- 税務調査

おわりに～公認会計士の活躍領域

独立開業

- 税務業務
- 監査業務
- アドバイザリー業務

社外役員

- 社外取締役
- 社外監査役

教員

- 会計専門職大学院の専任教員
- 非常勤教員

おわりに～公認会計士の活躍領域

- 会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 公認会計士は、会計人材の中でも、高度の専門的知識と実務経験を有する者として認められた存在です。
- 上場会社等の監査は、**公認会計士にのみ**認められた大変重要な社会的役割です。
- 公認会計士の役割は、上場会社等の監査に限定されるものではありません。公認会計士にはさまざまな活躍に仕方がありますから、グローバルにもローカルにも、自身のライフスタイルにも合わせ、さまざまな形で社会に貢献することができます。

参考資料

- 以下の審査会に関する資料は、審査会のホームページ
(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>)
からダウンロードできます。
 - 『公認会計士・監査審査会 令和4年度版』
 - 『目指せ、公認会計士！』 令和4年
 - 『令和4年版 モニタリングレポート』

ご清聴
ありがとうございました

